

陳 情 番 号	陳情第6号
件 名	介護報酬及び障害福祉サービス等報酬の臨時改定に向けて国への意見書採択を求める陳情
受付年月日	令和8年3月10日
回付委員会	厚生委員会

(陳 情 要 旨)

介護・障がい福祉の職場で働く職員は、サービスの利用者が年を取っても、障がいがあっても、その人がその人らしく生きられる人権保障としての支援をしたいと日々奮闘している。食事、排せつ、入浴など、人として当たり前の生活を送るための支援が必要な場面も多くある。しかしながら、慢性的な人手不足は深刻であり、必要な支援に時間をかけることができない、一人一人に向き合うことができないなど利用者処遇に影響が出ている。職員にとっても、体調不良でも休みを取ることがはばかれるなど利用者処遇と自分自身の健康や生活をてんびんにかけるような状況となっている。これらの状況が希望を持って入職した福祉労働者に重くのしかかり、やりがいのある仕事であっても続けることができない、職員が定着しない、代替の人員が確保できない、支援の質が担保できないという負の連鎖に陥っている。

利用者、労働者ともに権利が守られる福祉施設であるために速やかな対応を必要としているのが、全産業の平均と比較して大きな格差のある賃金の改善である。厚生労働省の調査では、介護職員の平均給与額は2025年7月時点で前年9月から2.0%、月額6,840円増加しているが、2025年春闘における全体の賃上げ率は平均5.25%であり、介護職員の賃上げ率は他産業を大幅に下回っている。また、常勤の福祉・介護職員の平均給与は月額1万6,970円増加しているとされるものの、5万2,660円の格差がある。政府は、介護職員で月額最大1万9,000円、障がい福祉職員で1万円の賃上げを可能とする補助メニューと合わせて事業者に対する臨時の報酬改定を打ち出したが、全産業平均との賃金格差を埋めるには不十分である。

格差が埋まらない要因の1つとして、経営実態調査の結果、特に収支差率によって介護報酬や障害福祉サービス等報酬の過不足が判断されることが挙げられる。多くの事業所では人件費を抑制して収支差率をプラスにしているが、それでは収支の不足分は報酬に反映されないままとなる。また、そもそも基本報酬が低い中で利用者の安全、安心を守るために人員を多く配置すれば、最低限の人件費も賄うことができず、処遇改善のための加算がベースアップに回る前に、人件費の不足分の穴埋めで消えてしまう事態となっている。これは、2024年の報酬改定の引上げ水準が大きく不足していたということであり、毎年引き上げられている最低賃金や他産業の賃金水準に合わせた改定がされなければ、賃上げの原資が足りなくなることは当然である。ましてや昨今の物価高騰の中では施設運営そのものが危ぶまれ、このままでは、介護・障がい福祉の職場で働く労働者における全産業平均との賃金格差はさらに広がり、職員の定着及び確保は進まず、住民の福祉への影響は避けられない。

このような状況を踏まえ、介護・障がい福祉の職場で働く労働者、サービスの利用者にとって、ともに人権が守られるような職員の定着及び確保の観点から、下記事項について、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対して意見書を提出するよう陳情する。

記

- 1 2026年6月からの臨時報酬改定で、全産業平均との賃金格差を解消する介護報酬・障害福祉サービス等報酬とすること。
- 2 2026年6月の臨時報酬改定で導入する方針とされている、新規に指定

を受ける4類型の事業所の減算及び就労継続支援B型の基本報酬引下げを行わないこと。

3 報酬の基本分に含まれる人件費相当分を明らかにして、人件費以外への流用ができないように用途制限を設けること。

4 報酬の基本分は、最低賃金引上げ分を反映させた単価設定をすること。

(意見書案文掲載略)